

望月綜合法務事務所便り

連絡先：〒612-8411
京都市伏見区竹田久保町2番地
TEL：(075) 644-9252
URL：http://www.office-mochizuki.com



日本国内で雇用される外国人数が過去最高を記録

◆外国人雇用状況届出制度

雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れおよび離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）です。

以下の集計数値は、平成29年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を基にしています。

◆外国人雇用状況の概要

日本での外国人労働者数は127万8,670人で、前年同期比で19万4,901人（18.0%）増加し、過去最高を記録しました。増加の要因として挙げられるのは「高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること」「永住者や日本人の配偶者等の身分に基づく在留資格者々の就労が進んでいるこ

と」「技能実習制度の活用が進んでいること」等です。最も多い国籍は中国の37万2,263人で、全体の29.1%を占めています。続いて、ベトナム（240,259人、18.8%）、フィリピン（146,798人、11.5%）となっています。

在留資格別では、身分に基づく在留資格の45万9,132人（35.9%）が最も多く、資格外活動（留学）（25万9,604人、20.3%）、技能実習（25万7,788人、20.2%）、専門的・技術的分野（23万8,412人、18.6%）、と続いています。

◆事業所の状況

外国人を雇用している事業所は、全国で19万4,595カ所あります。前年同期比で2万1,797カ所増え、こちらも過去最高を更新しました。都道府県別では、東京都（5万4,020カ所、27.8%）が最も多く、愛知県（1万5,625カ所、8.0%）、大阪府（1万2,926カ所、6.6%）、神奈川県（1万2,602カ所、6.5%）、埼玉県（9,103カ所、4.7%）と続いています。

◆産業別の状況

産業別では、製造業が最も多く、外国人労働者全体の30.2%が就労しています。なお、建設業およびサービス業の外国人労働者は減少傾向にあります。

国内企業の3分の2が後継者不在！

◆後継者問題で650万人の雇用が失われる!?

春の人事異動の季節を前に、頭を悩ます人事担当者の方も多いことでしょう。

一方、企業自体のとても大きな“人の異動”である「後継者」について、そろそろ本格的に考え始めている経営者も多いのではないのでしょうか。

近年、中小企業の事業承継が国家的な問題として認識され始めており、後継者問題等による廃業が急増することにより、2025年頃までの10年間で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性（経済産業省の推計）が示唆されています。

◆同族企業の後継者は「子供」が約半数

帝国データバンクが発表した「2017年 後継者問題



に関する企業の実態調査」によれば、国内の66.5%の企業で後継者が不在であり、後継者候補は「子供」が40.5%、「非同族」が31.4%となっています。

ただし、これを（創業者である場合を含まない）同族継承企業に限ってみると、66.9%が後継者不在であり、後継者候補は、「子供」が48.2%、「親族」が39.0%、「非同族」が3.7%となっており、M&Aなどによる非同族への事業承継意識が極めて希薄です。

また、年商10億円未満の企業では、平均を上回る不在率（78.0%）となっており、承継準備が十分進んでいない実態もあります。

◆M&Aの広がり

60歳代後半から70歳代が平均的な引退年齢と言われていますが、代表年齢「60歳代」の同族継承企業では48.0%と約半数、「70歳代」でも34.4%で後継者不在となっており、「安定した事業承継が特徴」といわれてきた同族企業にあってこの数値は低いとは言えません。近年、M&Aが浸透してきているとはいえ、M&Aによる事業承継は、国内企業の約4割を占める同族継承企業ではまだ3.7%にとど

まりますが、今後、国の政策や金融面でのフォローが充実するとさらに広がってくるのが予想されます。

ただし、M&Aによる場合、子供への承継の場合とは違った人事・労務上の検討事項も多いため、事前の準備が重要となります。

3月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]

- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 国外財産調書の提出 [税務署]
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

4月2日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管理、給与計算、各種許認可申請、民事・家事事件、就業規則見直し、労基署・年金事務所との調査の立会い等について、ご不明な点やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい。